平成２７年（フ）第２７３号
静岡市駿河区鎌田95番地の１　アベニュー95102号、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目２番13―１号
債務者　鈴木　清司
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
東京都日野市大坂上２丁目13番地の８コーポグレイス201
債務者　吉田　早苗
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２３号
東京都小平市学園西町３丁目８番５号荻野台マンション５号
債務者　松本　晴美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
熊本県八代市古閑中町2264番地４　Ｃ202
債務者　宮田　直樹
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２００号
栃木県那須烏山市谷浅見1058番地　ライフメイト高徳１番館205号室、前住所栃木県那須烏山市田野倉691番地58
債務者　橋本　康二
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２７号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ７―101号、旧住所名古屋市中川区豊成町１番２―1113号
債務者　真鍋　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１７８号
東京都台東区日本堤１丁目18―10　クラフト建人Ⅱ301
債務者　太田　範明
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２１３号
埼玉県三郷市彦成４丁目２―14―109
債務者　中野つゞる
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２１８号
東京都足立区中央本町５丁目15―１―203
債務者　谷口　三和
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２２５号
東京都北区豊島６丁目15―16―106
債務者　コンドウ　イユフェミア　フランシスコ
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２２６号
東京都板橋区仲町39―７―110
債務者　宮田浩三郎
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２２８号
東京都杉並区和田３丁目30―８―405
債務者　吉田　　創
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３４号
東京都葛飾区高砂３丁目１―25―105
債務者　小井川訓子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３９号
東京都大田区大森西１丁目７―９―704　クレッセント大森Ⅳ
債務者　千葉　晃子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２４６号
東京都稲城市矢野口1874　プラザ210ＹＡＮＯＫＵＣＨＩ303
債務者　豊口　孝男
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部